

令和8年（2026年）6月

平塚市議会定例会議案

議 案 目 次

	ページ
報告第 3 号 専決処分の報告について	1
報告第 4 号 継続費の遞次繰越しの報告について	7
報告第 5 号 繰越明許費の繰越しの報告について	11
報告第 6 号 公営企業会計予算繰越しの報告について	19
報告第 7 号 公益財団法人平塚市まちづくり財団の経営状況について	23
報告第 8 号 公益財団法人平塚市生きがい事業団の経営状況について	25
議案第 34 号 平塚市行政手続条例の一部を改正する条例	27
議案第 35 号 地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる 特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	29
議案第 36 号 工事請負契約の締結について 〔平塚市中央図書館改修工事〕	31
議案第 37 号 訴えの提起について	33
議案第 38 号 訴えの提起について	35
議案第 39 号 和解契約の締結について	37
議案第 40 号 令和 8 年度平塚市一般会計補正予算	別冊
議案第 41 号 令和 8 年度平塚市介護保険事業特別会計補正予算	別冊

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙
のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月5日提出

平塚市長 落合克宏

別 紙

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成11年2月22日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和8年4月20日

平塚市長 落合克宏

別 紙

1 賠償の理由

令和7年9月5日（金）午後6時35分頃、行政総務課職員の運転する小型貨物車が、平塚市中央公民館駐車場において駐車のため後退した際、市車両の左後部が当該駐車場に駐車していた相手方車両の右前部に接触し、これを破損させたものです。

これは、当方職員の安全確認が十分でなかったことに原因があり、本市において相手方の損害を賠償するものです。

2 賠償の金額

賠償金（修繕料） 71,940円

3 賠償の相手方

平塚市桜ヶ丘4番52号

ホンダカーズ神奈川中株式会社平塚西店

4 支払方法

賠償金は、平塚市桜ヶ丘4番52号 ホンダカーズ神奈川中株式会社平塚西店に支払う。

継続費の通次繰越しの報告について

令和7年度平塚市一般会計予算、同競輪事業特別会計予算及び同下水道事業会計予算において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により継続費の通次繰越しを行ったので、これらの規定により別紙のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

平塚市長 落合克宏

別紙

令和7年度 平塚市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の額	令和7年度予算計上額	前年度繰越額	令和7年度継続費予算現額		支出済額及び支出見込額	残	額	翌年度繰越額	左の繰越金の		内
						年度	計					年度繰越額	特別支出金	
3	民生費	社会福祉費	1,331,913,000	953,520,000		953,520,000	497,580,000	455,940,000	410,300,000			45,640,000	410,300,000	
3	民生費	児童福祉費	905,339,000	54,263,000		54,263,000	830,500	53,432,500	25,100,000			28,332,500	25,100,000	
8	土木費	道路橋りょう費	133,081,000	3,166,000		3,166,000		3,166,000				3,166,000		
8	土木費	公園受変電設備改修費	283,622,000	13,720,000		13,720,000	4,522,892	9,197,108	5,500,000			3,697,108	5,500,000	
10	教育費	社会教育費	416,199,000	153,991,000		153,991,000	153,050,000	944,000	700,000			241,000	700,000	
10	教育費	社会教育費	499,293,000	184,109,000		184,109,000	166,200,000	17,909,000	15,300,000			2,609,000	15,300,000	

令和7年度 平塚市競輪事業特別会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の額	令和7年度予算計上額	前年度繰越額	令和7年度継続費予算現額		支出済額及び支出見込額	残	額	翌年度繰越額	左の繰越金の		内
						年度	計					年度繰越額	特別支出金	
1	競輪事業費	競輪事業費	32,780,000	9,834,000		9,834,000	3,278,000	6,556,000				6,556,000		

令和7年度 平塚市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の額	令和7年度予算計上額	前年度繰越額	令和7年度継続費予算現額		支払義務発生額(見込)額	残	額	翌年度繰越額	翌年度の繰越額		翌年度繰越額に属する繰越額を要する繰越金
						年度	計					業債	国県補助金	
1	公共下水道事業資本的支出	公共下水道ポンプ場耐震長寿命化対策工事(ポンププラント機械)	380,000,000	15,000,000		15,000,000		15,000,000			15,000,000	15,000,000	15,000,000	
1	公共下水道事業資本的支出	公共下水道ポンプ場耐震長寿命化対策工事(東部ポンプ場改築)	170,000,000	15,000,000		15,000,000		15,000,000			15,000,000	15,000,000	15,000,000	

繰越明許費の繰越しの報告について

令和7年度平塚市一般会計予算、同競輪事業特別会計予算、同国民健康保険事業特別会計予算及び同介護保険事業特別会計予算において、予算の定めるところにより繰越しを行ったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

平塚市長 落合克宏

別紙 令和7年度 平塚市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収特定	左の財源内訳				一般財源
						収入未入	取入	支出	地方債その他	
2 総務	1 総務管理費	市有財産管理事業	2,800,000	2,800,000						2,800,000
		基幹情報システム運用管理事業	89,760,000	89,760,000		89,760,000				
		災害用備蓄拡充事業	15,686,000	15,686,000		7,843,000				7,843,000
		地震・津波防災対策事業	18,139,000	18,139,000		569,000	12,700,000			4,870,000
		災害対策本部対応力強化事業	8,298,000	8,298,000		4,147,000				4,151,000
		戸籍及び住民基本台帳事業	45,841,000	44,817,300		44,816,800				500
3 民生費	1 社会福祉費	福祉会館等管理運営事業	4,843,000	2,663,000						2,663,000
		介護保険事業特別会計繰出金	33,057,000	33,051,040		33,051,040				
		国民健康保険事業特別会計繰出金	54,230,000	54,230,000		54,230,000				
		国民年金事業	14,785,000	14,779,160		14,779,160				
		介護事業所緊急支援補助事業	82,662,000	82,662,000		57,863,000				24,799,000
		障がい者福祉対策事業	26,780,000	26,779,950		19,865,950				6,914,000
		びわ青少年の家魅力アップ事業	34,310,000	34,310,000						34,310,000
		物価高給付金対応生活支援	1,349,329,000	1,340,535,663		1,312,058,663				28,477,000

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収特定財源	左の財源内訳			一般財源
						収入未収	入特	源の他	
3 民生費	2 児童福祉費	児童福祉事業	3,734,000	3,733,950		3,733,950			
		民間保育所助成事業	52,193,000	52,193,000		36,535,000			15,658,000
		児童手当事業	3,734,000	3,733,950		3,733,950			
		公立保育所等運営事業	8,673,000	8,673,000					8,673,000
		公立保育所等施設整備事業	19,888,000	19,888,000					19,888,000
		子育て応援手当支給事業	81,740,000	8,000,000		480,000			7,520,000
4 衛生費	2 清掃費	子育て応援手当支給事務事業	11,866,000	110,200		110,200			
		生活保護費	6,044,000	6,043,950		6,043,950			
6 農林水産業費	1 農業費	最終処分場管理事業	13,762,000	13,762,000			10,300,000		3,462,000
		担い手総合対策事業	14,500,000	14,500,000		10,150,000			4,350,000
		畜産振興対策事業	14,575,000	14,575,000		10,202,000			4,373,000
		農道・用排水路整備事業	31,000,000	31,000,000			12,100,000		18,900,000
		相模川西部土地改良区基盤整備支援事業	10,912,000	10,912,000			10,700,000		212,000
		2 水産業費	漁港施設維持管理事業	102,900,000	102,900,000		47,860,000	41,900,000	

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収特定財源	未収財源	左の財源内訳			一般財源
							収入	支出	特定価額その他	
7 商工費	1 商工費	中小企業経営支援事業	22,650,000	22,650,000		15,854,000			6,796,000	
		地域共創ポイント事業	55,416,000	54,425,238		5,000,000			49,425,238	
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路施設維持管理事業	109,147,000	109,147,000	10,947,000			98,200,000		
		道路施設改修事業	134,340,000	52,927,974				38,000,000	14,927,974	
		幹線道路整備事業	109,500,000	109,500,000		42,865,000		38,500,000	28,135,000	
		生活道路整備事業	45,095,000	33,281,400					33,281,400	
		道路整備備務事業	15,050,000	13,409,100					13,409,100	
		自転車通行帯整備事業	50,228,000	50,228,000		18,505,000		31,600,000	123,000	
9 消防費	4 都市計画費	橋りょう震災対策事業	91,937,000	29,813,000		14,035,000		5,100,000	10,678,000	
		総合公園管理運営事業	20,009,000	20,009,000					20,009,000	
10 教育費	1 消防費	消防署本署維持管理事業	19,327,000	19,327,000				14,400,000	4,927,000	
		学校給食管理事業	93,367,000	93,367,000		84,030,000			9,337,000	
	2 小学校費	小学校施設管理事業	545,762,000	545,762,000		101,539,203		444,100,000	122,797	
		小学校大規模改修事業	407,965,000	407,965,000		64,099,975		340,400,000	3,465,025	

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収財源 特定	未収財源 国県支	左の財源内訳			一般財源
							収入 入金	支出 金	特定 債	
10 教育	3 中学校費	中学校施設管理事業	354,825,000	354,825,000		54,090,477	300,600,000		134,523	
		中学校大規模改修事業	306,630,000	306,630,000		33,571,345	272,700,000		358,655	
	4 幼稚園費	幼稚園運営補助事業	19,368,000	19,368,000		13,557,000			5,811,000	
5 社会教育費	地区公民館管理運営事業	地区公民館管理運営事業	22,330,000	14,570,000					14,570,000	
		博物館特別展事業	626,000	625,900					625,900	
	博物館管理事業	22,821,000	22,821,000						22,821,000	
6 保健体育費	スポーツ施設活用事業	13,277,000	13,277,000	4,477,000			8,800,000			

令和7年度 平塚市競輪事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既 特 定 財 源	入 未 入 財 源	収 入 支 出	地 方 債 そ の 他	一 般 財 源
1	競輪事業費	施設管理事業	94,687,000	26,564,800	26,564,800				

令和7年度 平塚市国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既 特 定 財 源	入 未 入 財 源	収 入 支 出	地 方 債 そ の 他	一 般 財 源
1	総務費	国民健康保険庶務事業	54,230,000	54,230,000					54,230,000

令和7年度 平塚市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既 特 定 財 源	入 未 入 財 源	収 入 支 出	地 方 債 そ の 他	一 般 財 源
1	総務費	地域包括ケア推進庶務事業	15,284,000	15,278,120					15,278,120
		介護保険庶務事業	17,773,000	17,772,920					17,772,920

公営企業会計予算繰越しの報告について

令和7年度平塚市下水道事業会計予算において、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により予算の繰越しを行ったので、同条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

平塚市長 落合克宏

令和7年度 平塚市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額	左の財源の内訳			翌年度繰越額に係る繰越を要するたなな即資産の購入限度額	説明
						企業債	国県補助金	損失勘定留保金等		
1	1	公共下水道事業費 (公共下水道整備事業費)	628,806,000	305,197,328	309,697,200	184,600,000	68,060,000	57,037,200	13,911,472	不測の埋設物による工法変更に伴い、工事再開の準備に日数を要したため
1	1	公共下水道事業費 (公共下水道対策事業費)	411,236,000	53,319,200	338,680,000	156,300,000	76,948,000	105,432,000	19,236,800	工事間における工法の重複に伴い、有資格者の確保に不測の日数を要したため
1	1	公共下水道事業費 (公共下水道対策事業費)	711,190,000	602,305,632	38,300,000	38,300,000			70,584,368	工事進捗に際し、地域住民等との調整に不測の日数を要したため
1	1	公共下水道事業費 (ポンプ場整備事業費)	99,937,000	57,700,211	13,000,000	12,100,000	790,000	110,000	29,236,789	入札不調により、再度公告を行ったため

(単位:円)

報告第7号

公益財団法人平塚市まちづくり財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和7年度事業報告及び決算並びに令和8年度事業計画及び予算を別冊のとおり提出する。

令和8年6月5日提出

平塚市長 落合克宏

公益財団法人平塚市生きがい事業団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和7年度事業報告及び決算並びに令和8年度事業計画及び予算を別冊のとおり提出する。

令和8年6月5日提出

平塚市長 落合克宏

平塚市行政手続条例の一部を改正する条例

平塚市行政手続条例（平成9年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該市長等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を採ることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第15条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第21条第3項中「第14条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「第14条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号及び第4号」」を「同条第4項中「第1項第3号及び第4号」」に、「「同条第3号」」を「「第27条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第14条第3項後段」を「第14条第4項後段」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の平塚市行政手続条例第14条第3項及び第4項（これらの規定を同条例及び平塚市職員の退職手当に関する条例（昭和29年条例第20号）において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

令和8年6月5日提出

平塚市長 落合克宏

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営
利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人
等を定める条例（平成 25 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人フードバンク湘南の項及び NPO 法人スローライフ障害者地域
活動支援センターの項を削り、同表特定非営利活動法人 WE 21 ジャパンひらつかの項中
「平塚市代官町 11 番 30 号」を「平塚市山下三丁目 22 番 46 号」に改め、同表に次の
ように加える。

特定非営利活動法人フード バンク湘南	平塚市御殿一丁目 33 番 35 号 亀井ハイツ 10 1	令和 8 年 7 月 1 日から令 和 13 年 6 月 30 日まで
-----------------------	-------------------------------------	----------------------------------------

附 則

- この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人 WE
21 ジャパンひらつかの項中「平塚市代官町 11 番 30 号」を「平塚市山下三丁目 22
番 46 号」に改める改正規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正前の別表特定非営利活動法人フードバンク湘南の項、NPO 法人
スローライフ障害者地域活動支援センターの項及び特定非営利活動法人 WE 21 ジャパ
ンひらつかの項の規定は、これらの項に規定する特定非営利活動法人に対してそれぞれ
同表の右欄に掲げる期間内に寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

令和 8 年 6 月 5 日提出

平塚市長 落 合 克 宏

工事請負契約の締結について

平塚市中央図書館改修工事につき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和8年6月5日提出

平塚市長 落合克宏

- 1 契約金額 2,200,000,000円
- 2 契約の相手方 匠建設・相和技術研究所共同企業体
代表者 平塚市東八幡三丁目10番13号
匠建設株式会社
代表取締役 佐藤 豊明

訴えの提起について

本市は、平塚市営住宅の明渡し及び家賃相当損害金の支払を求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

令和8年6月5日提出

平塚市長 落合克宏

1 明渡しを求める市営住宅並びに被告となるべき者の住所及び氏名

明渡しを求める市営住宅	被告となるべき者の住所及び氏名
東中原住宅 [REDACTED]	平塚市東中原 [REDACTED] [REDACTED]

2 請求の趣旨

上記の者は、入居者が死亡後、入居承継の基準に該当しない状態で市営住宅を不法占拠している同居人である。

このため、住宅の明渡しと家賃相当損害金を本市に支払えとの訴えを提起する。

訴えの提起について

本市が行った学校給食費の支払督促の申立てについて、督促異議の申立てがあったことにより訴えの提起があったものとみなされたため、議会の議決を求める。

令和8年6月5日提出

平塚市長 落合克宏

1 被告となるべき者の住所及び氏名

平塚市横内 [REDACTED]
[REDACTED]

2 請求の趣旨

上記の者は学校給食費を長期間滞納し、再三の催告にも応じなかったため本市が支払督促の申立てを行ったところ、督促異議の申立てがなされた。

このことにより、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴えの提起があったものとみなされたため、引き続き訴訟において本件学校給食費の支払を請求することについて、議会の議決を求める。

和解契約の締結について

本市は、平塚漁港左岸導流堤の機能保全工事について、別紙のとおり和解契約を締結するものとする。

令和8年6月5日提出

平塚市長 落合克宏

別 紙

1 和解契約の相手方

住 所 平塚市大島1025番地

原 告 株式会社甲斐組

2 事件の概要

本市が令和3年度に発注した平塚漁港左岸導流堤の機能保全工事は、令和5年4月に工事が完了し、令和6年4月に当初契約の支払を行った。しかし、工事の過程において施工方法の変更の必要が生じたことから、相手方から設計変更額の協議の依頼があり調整を進めてきたが、本市及び相手方の主張する金額に隔たりがあり、令和6年7月30日、横浜地方裁判所小田原支部に本市を被告とし、9,140万6700円の損害賠償請求が提訴された。

令和8年3月2日の第12回口頭弁論で裁判所から和解勧誘があり、令和8年3月10日和解条項案が示された。

本市では、この対応を協議した結果、本市の積算基準に則った金額であることから、和解することとしたものである。

3 和解契約の主な内容

- (1) 被告は、原告に対し、本件解決金として、1,764万4000円の支払義務があることを認める。
- (2) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、他に債権債務のないことを相互に確認する。
- (3) 訴訟費用は各自の負担とする。